

1 宿泊者名簿の記載について

旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の施設では、法令等（旅館業法、旅館業法施行規則及び旅館業施行細則）の定めにより、宿泊者名簿を備えつけ、管理しなければなりません。

宿泊者名簿には次の項目を記載します。

- ・氏名、住所、連絡先
- ・到着年月日、出発年月日
- ・日本に住所を有しない外国人の場合は、国籍、旅券番号
(パスポートの写しを保管する場合は、記載を省略できる)



○国内におけるテロ等の不法行為及び感染症の蔓延を未然に防止する観点から、宿泊者名簿に正確な記載をするよう、宿泊者への案内を徹底してください。

○宿泊者名簿は3年間保存してください。

2 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者について

外国人宿泊客に対してはパスポートの呈示を求め、写しの保存をお願いします。

外国人宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明してください。

※ 裏面に、厚生省作成の案内文がありますのでご活用ください。

外国人宿泊者向けの案内文「パスポート呈示等のお願い」

掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei26/01.html>

3 宿泊を拒否する場合について

旅館業法第5条の規定により、旅館業の営業者は、旅館業法及び旅館業法施行条例の定める場合を除き、宿泊を拒むことを禁止されています。

法第5条 営業者は、以下に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

宿泊を拒んでもよい場合～法及び条例から抜粋～

- ・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- ・宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき
- ・宿泊施設に余裕がないとき。
- ・宿泊しようとする者がでい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *連絡先 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월1일부터「일본 국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및*여권번호기재와 여권 제시 및 복사를 의무화하였으므로 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示，复印护照，敬请予以理解，协助。